

他府県等から京都府公立高等学校を志願するみなさん及び 京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居されるみなさんへ(全日制)

特別事情具申とは

入学日までに他府県や外国から京都府内、または、京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居される場合などの特別な事情により、お住まいの都道府県や通学区域と異なる高校に出願されるにあたって、事前に転居先等を届け出いただく手続きです。

※保護者(志願者が成人の場合は本人)の住所が京都府内にある又は京都府内に入学日までに転居予定であること、もしくは京都府教育委員会又は京都市教育委員会の許可を受けることを志願資格の1つとしています。

次の4つの事情が対象となります。

- ① 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合
- ② 転居等により、住所の届出を要する場合
- ③ 通学区域外就学のため許可申請を要する場合
 - (1) 通学困難による場合
 - (2) 教育上特別の事情がある場合
- ④ 府外居住者が入学志願するため許可申請をする場合

1. 手続期間

手続は直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談は電話でも可能です。

- ・令和8年1月6日(火)から1月16日(金)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで
- ・ただし、前期選抜・特別入学選抜に志願する場合は、
令和8年1月6日(火)から1月9日(金)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで

2. 受付場所(京都府教育庁または各教育局)

- | | | |
|-------------------|--------------------|-------------------|
| ・京都府教育庁指導部高校改革推進室 | 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 | TEL:(075)414-5848 |
| ・乙訓教育局 | 向日市上植野町馬立8 | TEL:(075)933-5130 |
| ・山城教育局 | 京田辺市田辺明田1 | TEL:(0774)62-0148 |
| ・南丹教育局 | 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 | TEL:(0771)62-0304 |
| ・中丹教育局 | 綾部市川糸町堀ノ内 39 | TEL:(0773)42-1200 |
| ・丹後教育局 | 宮津市字吉原 2586-2 | TEL:(0772)22-2175 |

3. その他

- ・事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続をしていただけます。
- ・住民登録(住民票)は、手続時点では提出を求めています。
ただし、合格後、各学校において、入学手続の際に住民票記載事項証明書の提出を求めますので、それまでには住所を異動させてください。
- ・例年、手続期間の初日に多くの方が来庁されます。長時間お待ちいただく場合がございますが、ご了承ください。
- ・定時制課程、通信制課程を志望される方は、特別事情具申は不要です。学校により書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは志願される学校にお問合せください。

手続の流れ

【例】②転居等により、住所の届出を要する場合

日程目安	手続の流れ	内容・備考等
12月上旬頃まで	転居予定 ↓ ①中学校に連絡 ↓ ②選抜要項・願書等入手	転居等の予定がある場合は、まずは在籍している中学校に連絡してください。 入学者選抜要項や特別事情具申に関する様式は高校改革推進室ホームページに掲載しています。 https://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/?p=7836 なお、入学者選抜要項・願書等は郵送による資料請求も可能です。
12月下旬頃まで	③高校改革推進室 もしくは 手続予定先の教育局 に相談 ↓ ④特別事情具申手続 書類の準備・確認	ご相談は中学校からでも保護者の方からでも構いません。 事前相談は電話でも可能です。 連絡先は「2. 受付場所」をご確認ください。 提出書類については、<u>選抜要項p92</u>及び<u>提出書類確認シート</u>をご確認ください。 ご不明な点がありましたら、高校改革推進室もしくは手続予定先の教育局へご相談ください。 <u>提出書類</u> (1) 転居の場合(保護者と志願者が京都府内に転居する) ① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) <u>選抜要項p120</u> ② 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料 ③ 返信用封筒(定型・110円切手を貼ったもの) ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 (2) 単身赴任等の場合(志願者が京都府内に居住する保護者の住所へ転居する) ① 副申書 <u>選抜要項p121</u> ② 府内の住所が確認できる資料 ③ 返信用封筒(定型・110円切手を貼ったもの) ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ■<u>学区外の中学校に通学している場合</u> ① 京都府へ既に転居しているが、「区域外就学」の許可を受け、転校せずに中学校へ通っている。 ➡ 手続は不要ですが、出願時に「区域外就学許可書」等の写しを添付してください。 ② 京都府内の住所から府外の国・私立中学校に通学している。 ➡ 手続は不要です。ただし、志願者が保護者と別居して通学している場合には、その事情を記した在学中学校長の副申書(任意様式)を出願時に添付してください。
1月上旬～中旬	⑤特別事情具申手続	手続期間、受付場所などは本資料の1ページをご確認ください。
1月中旬以降	⑥受理書等の受領	教育委員会で内容を審査し、「受理書」もしくは「副申書」を返信用封筒で郵送します。
1月下旬以降	⑦出 願	「受理書」もしくは「副申書」を入学願書に添付することで出願可能になります。 ■<u>前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合</u> 前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合は、教育委員会で受理書等を再発行します。再発行が必要か確認するため、前期選抜の合格発表当日中に、可否に関わらず、教育委員会へ中期受検の有無について必ず連絡してください。 なお、再発行した書類は教育委員会から出願校へ送付するため、願書への添付は不要です。

京都府教育庁へのアクセス(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(交通案内)

地下鉄:市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車徒歩10分

市バス: 10系統、93系統、202系統、204系統「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分